

# 「例の人」「例のやう」考

— 蜻蛉日記冒頭場面の解釈をめぐって —

鈴木隆司

## 一 はじめに

さて、あはつけかりしすぎごとどものそれはそれとして、柏木の木高きわたりより、かく言はせむと思ふことありけり。例の人は、案内するたより、もしは、なま女などして、言はすることこそあれ、これは、親とおぼしき人に、たはぶれにもまめやかに、ほのめかししに、「便なきこと」と言ひつるをも知らず顔に、馬にはひ乗りたる人して、うちたたかす。「たれ」など言はするには、おぼつかならず、騒いだればもてわづらひ、取り入れてもて騒ぐ。見れば、紙なども例のやうにもあらず、いたらぬ所なしと聞きふるしたる手も、あらしとおぼゆるまで悪しければ、いとぞあやしき。ありけることは、

音にのみ聞けば悲しなほととぎすことかたらはむ

と思ふころあり

とばかりぞある。

(上巻、天曆八年夏、一〇①)

右に引用した、蜻蛉日記冒頭の「兼家の求婚」と呼ばれる場面は、現代において、一般的には次のように理解されている。

天曆八年(九五四)、既に正妻である時姫との間に長男道隆を儲けていた当時二十六歳の藤原兼家が作者に求婚してきたが、その求婚方法は世間一般の普通のやり方とは異なり、作者の父親倫寧に直接に申し入れる、馬に乗った使者に手紙を届けさせ大騒ぎをする、贈ってきた手紙の料紙も筆跡もひどい、といった非常識かつ高圧的なものであり、正式な求婚の手続きを踏まない兼家に対して作者は強い不満を抱いている。

こうした通説的な理解に対して、拙稿「蜻蛉日記序説—いわゆる「兼家の求婚」場面を中心に—」(以下、「前稿」

とする)では、兼家の一連の行動の中で、少なくとも倫寧を通して申し入れをしていることについては兼家が非難されなければならぬ理由がないこと、兼家前後の時代の撰家男子の女性関係との比較から、作者も時姫も家柄や兼家の年齢の点から他の場合(たとえば道長と源倫子のように家柄がつり合い、形式の整った関係)と同等の意味での「結婚」とは考えられないことを挙げ、作者は兼家が正式な求婚手続きを踏まないことに不満を感じているわけではなく、むしろ従来に通説的な理解とは逆に、「結婚」など成り立つはずもない格差のある家柄であるにもかかわらず、父親を通して「結婚」の申し入れらしきことをしてきた、そうしたことに作者は当惑し兼家に対して不審を抱いているという理解が考えられることを述べた。このような形でこの場面を理解しようとする、兼家に対して作者が感じる不審の内容は具体的に理解できるが、この場面の解釈をめぐっては、それ以外にも問題の残る点があると思われる。本稿においては、この場面に記された二つの「例」の語の解釈を中心に、この場面の解釈をめぐる問題について検討していく。

## 二 「例の人」「例のやう」

前章に引用した「兼家の求婚」場面には、「例の人」「例

のやう」という、二つの「例の」という表現が用いられている。最初に、この二つの「例の」についての諸注釈の解釈を確認する(訳と注で異なる表現を用いている注釈については、訳の表現に拠った)。まず、「例の人」については、

例の人とは、上にいへる、あはくしき人より也(解環)

尋常の人といふ意也(補遺)

世間並の人(講義)

世の常の男性(新釈)(新注釈)

普通の人(全講)(注解)(全集)(全対訳)(講談)(集成)

(完訳)(譯注)(新全集)(試案)

普通の殿方(全注釈)(鑑賞)(學術)(大成)

世間一般の人(全書)(ソフィア)

普通の男性(全評解)

とされている。江戸時代に坂徴が(解環)において、「例の人とは、上にいへる、あはくしき人より也」、すなわち最初に記された「あはつけかりしきことども」を踏まえて、作者の以前の恋愛の相手とする解釈を示しているが、その後「例の人」を「あはつけかりしきこと」に関連づけて解釈したものではなく、近代以降、現在においても、これを「普通の人」「世間一般の人」とし、「普通の人、世間一般の人であれば、手づるを求めたり、「なま女」など

を通して申し入れるものであるのに、兼家は普通の人、世間一般の人がするようなことをしなかつた」と解釈するのが一般的である。一方、「例のやう」については、この表現のみを抜き出して示すのが難しいため、「紙なども例のやうにもあらず」全体の解釈を示すと、

紙なども恋文にしては粗末であり（講義）

公達の晴れの恋文にしては余りに無造作な料紙であつて（大系）

用紙なども、世間並みの恋文のようでもなく（新釈）

紙なども普通に使われるものでもなく（全講）

紙などもこうした場合の凝つたものでなく（注解）

紙もふつうの申し込みの手紙と様子が違い（全注釈）

恋文の料紙も普通に用ゐられるやうな立派な紙でなく（全書）

用紙なども、普通の恋文のようでもなく（新注釈）

紙などもこうした場合の凝つたものではなく（全集）

（元訳）（新全集）

紙なども、普通の申し込みの手紙とは様子が違い（鑑賞）

紙なども普通の恋文のようでもなく（全評解）

紙などもこうした場合のものとは違つて、少しも凝つて

いず（学術）（大成）

紙なんかもこういふ場合のものではないし（全対訳）

料紙なども、世間のしきたりのようでもなく（講談）  
こうした際は、ことさら凝つた料紙を用いると聞いていたが、そんなものでは、さらさらなく（集成）

紙なども恋文に普通に使うようなものではなく（譯注）  
ふつうの懸想文に用いる薄様の色紙ではなかつたことをいうか（新大系）

紙なども恋文にしてはひどいもので（ソフィア）  
紙なども通例の感じでなく（試案）

とあり、表現はさまざまであるが、いずれの注釈も「兼家が作者に贈つた手紙に用いた紙は、こうした場合に世間一般で普通に用いられるような紙ではなかつた」という認識では一致しているようである。この場面に用いられた二つの「例の」は、いずれも「普通の」「世間一般の」の意味で解釈され、兼家の作者への求愛方法が、世間一般の普通のものとは異なる常識外れのものであるとするのが、現代における通説的な理解であると言える。なお、この二つの「例の」については、木村正中氏<sup>26</sup>が、

この風変わりな求婚の仕方に、そのムードのない紙の選び方、乱暴な手紙の書きぶりがよく合うのである。

そこに「例の」の呼応があるが、およそ兼家の求婚の方式が「例の人」と違い、求婚のデイトールが「例のやうにもあらず」ぬありさまであつたとするとき、その「例」の意味するところは、求婚について作者の抱い

ていた常識、ないし作者を含め一般に常識として求婚について理解されている内容にほかならない。

と述べており、現代の注釈における通説的な理解も、ほぼこうした理解を共有しているものと思われる。一方、こうした通説的な理解に対する疑問もこれまでに示されている。今西祐一郎氏<sup>3</sup>は、「道綱母は、仲人を立てるといいう人並みの求婚を受けることができなかつたという、あまり自慢にはならないことを、日記冒頭で述べようとしたのであるうか」とした上で、「普通」には(1)本来あるべき姿としての標準、(2)理想よりも劣る段階の意の二つがあるとし、

「例の人」を(2)の意、すなわち理想の水準より劣る人の意に解すれば、兼家求婚をめぐる記事の意味はいは一変する。すなわち、兼家のような権門ではなく並みの身分の男なら当然仲人を通して申し込んでくるところだが、兼家はそうしなかつた。仲人を立てるのは並みの男のやり方であり、自分に求婚してきた兼家はそのような並みの男ではなかつたのだ、ということである。

とする解釈を述べている。日記の執筆動機を考えたとき、今西氏が述べられるような疑問はもつともなことであり、このような解釈をすれば作者がなぜ日記冒頭にこのようなことを書いたのがはつきりするが、今西氏が示されてい

る解釈にも疑問が残る。一つ目の「例の」はそのように解釈するとしても、二つ目の「紙なども例のやうにもあらず」の「例の」はどう解釈するのだろうか。「いたらぬ所なしと聞きふるしたる手も、あらしとおぼゆるまで悪しければ」と続く以上は、手紙に関しては「並みではなくすばらしかつた」という解釈はあり得ず、「あるべき標準以下でひどかつた」という意味にしなければならない。一つ目の「例の」と二つ目の「例の」を必ずしも同一に解釈する必然性もないのかもしれないが、だからといって、一つ目の「例」は「理想よりも劣る並み」の意味での「普通」、二つ目の「例」は「あるべき標準」の意味での「普通」と解釈して、「並みの男ではない」兼家が「標準以下にひどい」手紙を贈ってきたとすると、この場面で作者は何を言いたいのか、何のために日記冒頭にこのような記述をしたのがますますわからなくなる。結局、この場面において、「例の」を「普通の」「世間一般の」と解釈する限りは、作者はあまり自慢にならないことを日記冒頭で述べた、ということにならざるを得ないのではないだろうか。

では、この場面の二つの「例の」について、他の解釈は考えられないだろうか。通説的な解釈は一旦置いて、「例」という語そのものの検討に立ち戻って考えてみたい。

まず、「例」の意味について、同時代の用例に即して確認していく。名詞の「例」については、次のI〜IVの意味

上の分類が考えられる。

I 「ある人、県の四年五年果てて、例のことどもみなし終へて」（土佐日記）、「白き大袈に御衣一領、例のことなり」（源氏物語）のような、決まりごととして当然そうである、そうしなければならぬとされる「例」。おもに公的、儀式的な場面などで規定、慣例通りといった意味で用いられる「例」である。

II 「北の方も、例の人の仲のやうにこそおはしまさねど」（和泉式部日記）、「例の猫にはあらず、聞き知り顔にあはれなり」（更級日記）のような、世間一般で普通に見られることという意味になる「例」。Iとは異なり、「決まりごと」になっているわけではないが、多くの人にとって普通であり標準的であると感ぜられることに對して用いられる「例」である。

III 「日暮るるほど、例の集まりぬ」（竹取物語）、「例のさまにても、まだ対面したまはず」（源氏物語）のように、いつも通り、普段通りの意味になる「例」。日常の習慣やそれまでの経験に基づいた「いつも」「普段」の通りとする内容を示す「例」である。

IV 「この住吉の明神は、例の神ぞかし」（土佐日記）、「格子もあげられたれば、例のものけの入り来たるなめり」（源氏物語）のような、了解事項としての「例」。一般によく知られていたり、話し手と聞き手の間で了解され

ていたりすることがらについて用いられる「例」である。

このような名詞の「例」に対して、

V 「例わづらひはべる脚病のわづらひてなむ」（宇津保物語）、「例ならひにければ、かやすく構へたりけれど」（源氏物語）のように、一語の副詞で「いつも、普段」の意味になる「例」がある。

このようにI～Vの「例」の分類を試みたが、名詞のI～IVの分類については、実際には厳密にどれか一つには分類しにくいような用例もある。たとえば、IIの「世間一般で普通に見られる」意味の「例」は、それが「普段から見慣れていること」であるためにそうした意味になることもあり、IVの「話し手と聞き手の了解事項」についても、「いつも通り」であるからこそ了解が成立しているといった場合もある。また、Iの「決まりごと」とIIの「世間一般で普通に見られること」の境目も判断が難しい場合がある。あくまでも一つの目安ということにはなるが、判断の難しい事例についてはその都度触れることとして、本稿において、「例」の意味分類についてはひとまずこのように考えておくこととする。

続いて、右に述べたI～Vの分類に基づいて、蜻蛉日記における「例」を整理していく。蜻蛉日記には百六例の「例」の用例があるが、このうち本稿において問題としている冒頭場面の「例」と同様の、「例の人」の用例は日記中他に

二例、「例のやう」の用例は他に五例ある。まず、「例の人」二例は、

例の人、「かしこし。をさをさしきやうにもきこえむこそよからめ」とて、  
 (上巻、一一⑫)

「ひと日の風は、いかにとも、例の人はとひてまし」といへば、  
 (上巻、三二①)

であり、一つ目は兼家の手紙に対して返事をするように促す作者の母親を「例の人」と表現しており、IVに分類できる。二つ目は、強風の吹いた翌朝に何の音信もない兼家に対して、「例の人」であれば心配して便りをしてくるものであるうにと不満を漏らしている場面である。IIの「例」として、「普通の人であれば……」とする解釈が考えられるが、IIIの「例」として、「これまでの男(作者が兼家以前に交際した男)であれば……」という解釈も否定できない。一方、「例のやう」五例は、

やうやう例のやうになりもてゆけば、例のほどに通ふ。

人はかくきよまはるほどとて、例のやうにも通はず。  
 (上巻、六五⑤)

「いとあやしく、なやましきこちになむある」とて、  
 (中巻、九二④)

例のやうにもあらで、  
 (中巻、一〇九①)

「わづらはし。例のやうにて、ふと渡りなむ」

(中巻、一七六①)

例のやうに心あわたたしからぬは、雨のするなめり。

(下巻、一八七③)

であり、四つ目の用例は、川を渡る際に「例のやう」、すなわち「いつもと同じ」「前と同じ」やり方で渡ってしまおう、という意味、他の四例はいずれも「いつも通り、普段通りの兼家の様子」の意味になる「例のやう」であり、五例すべてがIIIの「例」に分類できる。

次に、蜻蛉日記の「例」の用例のうち、「例の人」「例のやう」以外の九十七例についてI〜Vに分類してみると、次のようになる<sup>3)</sup>。

I	II	III
(上巻) ナシ	(上巻) 七一⑤	(上巻) 一二④ 一〇⑨ 二一④ 三一④ 三四② 三八⑦ 四五⑭ 四七⑦ 四八④ ⑩ 五八① 六五⑤ 六八⑤ ⑫ 七五⑤ 八一②
(中巻) 一二九⑧ 一四八⑫ 一六六⑥ 一六八⑦	(中巻) 一二四⑤	(中巻) 九三④ 一二〇⑤ 一二三① 一二八⑦
(下巻) 二三〇④ 二六五⑨	(下巻) ナシ	
(計六例)	(計二例)	

<p>V</p> <p>〈上巻〉 ナシ</p> <p>〈中巻〉 ナシ</p> <p>〈下巻〉 一八七⑦ 二二三①</p> <p>(計二例)</p>	<p>IV</p> <p>〈上巻〉 二〇⑤ 三四① 四五⑭ 四八① 八二⑭</p> <p>〈中巻〉 九二⑥ 一一三⑬ 一四〇⑧ 一七六⑤</p> <p>一七七⑧</p> <p>〈下巻〉 二二四⑬ 二二七⑤ 二二〇⑭ 二二三①</p> <p>二二六⑭ 二二八⑨</p> <p>(計十六例)</p>	<p>① 一三〇⑪ 一三二⑪ 一三四⑬ 一三七⑬ 一四〇</p> <p>② 一四二④ 一五二⑭ 一五九⑤ 一六〇②</p> <p>③ 一七二④ 一七四⑬ 一七六⑬ 一七七⑭ 一八一</p> <p>④ 一八二④</p> <p>〈下巻〉 一八五⑧ 一九二⑭ 二〇〇② 二〇五③</p> <p>二〇八⑦ 二〇九②③ 二一一② 二一六① 二一</p> <p>六⑩ 二一九⑫⑬ 二二〇②④⑥⑩ 二二二⑤⑬</p> <p>二二四⑫ 二二五⑪ 二三九①② 二四五⑧ 二四</p> <p>七④ 二五〇⑦⑧⑪ 二五四④ 二五五① 二五七</p> <p>① ② ⑦ 二六五④ 二七〇⑬</p> <p>(計七十一例)</p>
---	---	---

Iに分類できる「例」は、中巻に四例、下巻に二例の計六

例があり、

ことども例のごとし。引入に源氏の大納言、ものした  
まへり。(中巻、一二九⑧)

「仏にことよし申したまへ。例の作法なる」とて、

(中巻、一六六⑥)

というように、道綱元服などの儀式的な場面や、作法・決  
まりごとを記す場面に多く用いられている。

IIに分類できる「例」は、

なにごともなく、ただ例の御文にて、(上巻、七一⑤)  
などか例の声には鳴かざらむと思ふほどに、

(中巻、一二四⑤)

の二例のみであり、一つ目は冷泉天皇女御の怱子(兼家の  
妹)宛てに作者が送った手紙について「例の御文」と記し  
ているもので、「特段変わったところのない、普通の手紙」  
という意味で理解できる。二つ目は、奇妙な鹿の鳴き声を  
聞いた際に、「どうして普通の声で鳴かないのか」と感想  
を述べたものである。

IIIに分類できる「例」は、上巻十七例、中巻二十例、下巻  
三十四例の計七十一例があり、蜻蛉日記の「例」の用例の  
大半を占めるが、

例のほどもものしたれど、そなたにも出でずなどあれ  
ば、

(上巻、三八⑦)

なほあやしく、例のここにたがひておぼゆる気色も

見ゆべければ、

(中巻、九三④)

というように、その多くは兼家の言動・態度や訪れの間隔などが「いつも通りである」「いつもとは違って」といった意味で用いられるものである。

IVに分類できる「例」は上巻五例、中巻五例、下巻六例の計十六例であり、

霧の下より例の網代も見えたり。

(上巻、八二⑭)

というように、一般によく知られたものを了解事項として示す「例」の用例もあるが、日記中多く見られるのは、

かくて忌果てぬれば、例のところに渡りて、

(中巻、一四〇⑧)

というように、「例のところ」(十一例。他に「例の家」「例の通ひどころ」各一例)という形で特定の場所を示す用例がほとんどである。一応、了解事項としてIVに分類したが、最初に挙げた「例の網代」のような「例」とは意味が異なり、Ⅲに近い意味を含んだ「例」である。上巻・中巻では作者の自邸や兼家の他の通い所を示すものが多いのに対して、下巻では道綱が女のもとに通う場面でのような表現が用いられることが多い。

Vの副詞の「例」は、

「例食はぬものなれば、なにかは、なにに」と心よげにうちいひて、

(下巻、一八七⑦)

御前どもの中に、例見ゆる人などあり。

の二例のみである。

(下巻、二二三①)

ここまで確認したところによれば、蜻蛉日記における「例」の用例は、大半がⅢの「いつも、普段」の意味であり、これとIVの了解事項としての「例」の用例で、日記中の用例のほとんどを占めていると言える。Ⅱの「世間一般、普通」の意味で用いられている「例」は、「例の御文」「例の声」の二例があるが、ここでの「普通の手紙」「普通の鳴き声」は、作者自身が普段から見慣れた「普通の手紙」、普段から聞き慣れた「普通の鹿の鳴き声」の意味であり、いずれも作者の経験と無関係に「世間一般の普通」を述べているわけではない。作者の経験した過去の事例に基づいて「普通」と言っているのであり、その意味ではⅢの「普段、いつも」に近い意味を含んだ「普通」であると考えられる。

蜻蛉日記における「例」の用例からは、作者の経験と無関係に「世間一般の普通」といった意味で用いられる「例」は見出せず、また「例のやう」という形で用いられた五例の「例」はそのすべてがⅢの「普段、いつも」の意味で用いられている。蜻蛉日記における「例」の用例から見る限りは、冒頭場面における「例の人」「例のやう」を「世間一般の普通」といった意味で解釈しなければならない必然性はなく、〈解環〉に述べられるように、「上にいへる、



あは／＼しき人より也」、すなわち作者の以前の経験を踏まえた「今までの男たち、いつも通りの男たち」、あるいはそうした作者自身の過去の経験を踏まえた上での「普通の男たち」と解釈することが、むしろ自然であると考えられる。従来の注釈においても、「普通」ということばで「例」を訳すものは多くあるが、「今までと変わらない普通」といった意味で用いているものはなく、あくまでも「世間一般の標準的なもの」といった意味で「普通」を考えてきたようである。

最初に戻って、いわゆる「兼家の求婚場面」の記述を改めて考えてみると、この「例の人」「例のやう」の「例」に、作者の兼家以前の過去の男性関係を読み取らず、ただ単に「世間一般の普通」としか考えないのであれば、「あはつけかりしすぎごとども」という記述は、本文上何の意味もない、それこそ何のために記したのかわからない記述ということになってしまふのではないだろうか。この冒頭場面は、作者が兼家をそれ以前の男たち（それは手紙のやりとりだけで終わってしまった相手もいるだろうし、それだけにほどまらない関係に発展した男がいたかもしれないが）と比較しながら、今までの男たちとは異なる兼家の態度を記していると考えなければ理解できない場面であるように思われるのである。その上で、作者がなぜ日記冒頭にこのようなことを記したのかを考えてみると、次のよう

に考えられる。前稿において述べたように、兼家と作者の関係は、摂関家男子の平均的な結婚からは外れた関係であり、本来であれば作者の父親を通して兼家側が申し入れをしてくるような関係ではない。今までに家柄の高い男たちが作者に言い寄ったときも、ちよつとしたツテや女房などを通して凝った料紙を用いた手紙などを届けたりしてきたものだった。ところが、兼家のやり方は、今までの男たちがやってきたやり方と違い、父親を通してきちんとした形式を踏むかのようなことをしてきた。家柄的にはあり得ないことであり、作者は「あやし」と当惑しているが、兼家ほどの男からそうした接し方をされることに満更でもない気持ちになっている。作者がこのことを日記冒頭に記したのは、そうした気持ちからと考えることができれば、このような場面を冒頭に記した作者の意図は明確なものとなるのではないだろうか。

### 三 「すぎごと」「便なきこと」

蜻蛉日記冒頭場面の二つの「例」については、前章の考察の通り、作者の兼家以前の男性関係を踏まえた理解が考えられるが、従来なぜこうした解釈の可能性が排除されてきたのだろうか。このことは、この場面における「例」という一語の解釈にとどまらない問題を孕んでいるように思

われる。その点について、同じ蜻蛉日記冒頭場面に記される、「すぎごと」「便なきこと」という表現の解釈と併せて考えていくこととする。

前章においても触れた「あはつけかりしすぎごとども」であるが、従来の注釈において、「すぎごと」については、

求婚話〈学術〉〈大成〉、結婚申込み〈角川〉

男性から懸想文をおくってきたことをいう〈全注釈〉  
男女交際〈全書〉

というように、「求婚話」「結婚申込み」のように訳す一部の注釈を除けば、「男女交際」「恋」「恋愛」「恋愛」といった訳語を付するのが一般的であり（〈解環〉〈講義〉〈大系〉〈新釈〉〈注解〉〈全書〉〈新注釈〉〈全評解〉〈全対訳〉〈講談〉〈集成〉〈譯注〉〈試案〉）、「手紙のやりとり」に限定しているものも多く見られる（〈全講〉〈全注釈〉〈全集〉〈完訳〉〈新大系〉〈新全集〉〈ソフィア〉）。「男女交際」「恋」「恋愛」「恋愛」といった訳語自体に疑問はないが、「すぎごと」を「手紙のやりとり」といったことのみに限定する根拠はどこにあるのだろうか。このような注釈を付す注釈は多いものの、「手紙のやりとり」に限定される理由については明確にされていない。また、この「すぎごと」の解釈をめぐって、原田芳起氏<sup>5</sup>は、

道綱母が兼家の求婚以前に経験したすぎごとと解するのが普通であるが、作者がそんな事まで告白したもので

だろうか、私にはいさゝか変な感じが残ってすつきり  
としない。本文はこれより外におちつきやうないとして、これは作者が兼家の上に耳にしたそれ以前のすぎごとを指したのではないかと思う。（中略）こう考えた理由の一つは、作者のような自ら持することの高い女性が、不必要に自分の過去のすぎごと、それはた  
とい言いよった男性たちに関することであつたとしても、ほのめかすように一節の書きはじめに述べると考  
えることに無理が感じられるからである「すぎごとと  
も」というに於いてをやである。

と述べ、「すぎごと」は作者の「すぎごと」ではなく兼家の「すぎごと」であるとす。〈注解〉はこの原田氏の疑問に一定の同意をしながら、

氏の云われるようにプライドの高い作者が、何故わざわざ冒頭において、我が身に関する自慢にならない恋愛沙汰などにふれたのであろうか。しかしこの疑問を取り除くために、「あはつけかりし」を兼家の「すぎごと」と解釈する原田氏の説にも直ちに従えない。結婚相手である兼家の求婚前の淡めたくなるような不行情跡の数々があつたなどと旧悪をあげきたる必要がどこにある。

と、兼家の「すぎごと」とする説には慎重な姿勢を示している。こうした議論を目にして疑問に感じるのは、女性が

結婚前に恋愛をすること（たとえそれが手紙のやりとりで過ぎないようなものや、単に相手から言い寄られたりしたことであつたとしても）は、日記にほのめかすのも憚られるようなことであるのか、男性の結婚前の恋愛は「不行跡」「旧悪」といった非難を受けるようなものであるのか、ということである。原田氏の論や（注解）が記された昭和三十年代であれば、女性が結婚前の夫以外との男性関係を記したりすることに對して「変な感じ」がすると感じる人もいたのであろうし、男女を問わず、結婚前の男女関係は「自慢にもならない」ものであつたり、「不行跡」「旧悪」として非難されることもあつたのかもしれないが、平安時代に同様の価値観があつたのだろうか。兼家と作者の關係が「結婚」と言えるのか、そもそも「結婚」をどのように定義するのかという点についての疑問は前稿においても述べたところであるので、その点についてはここでは深入りしないが、少なくとも、継続的かつ社会的に認知された關係を除いては、男女ともに性的關係を厳しく制限されるような社会規範が蜻蛉日記の書かれた時代において存在していたかという点、そのようには考えられない。蜻蛉日記における「すぎごと」を手紙のやりとりに限定して理解しようとするにも、享受者のもつ男女關係についての価値観が無意識のうちにも本文解釈に影響を与えていることを無視できないように思われる。なお、「すぎごと」の用例に

ついては、蜻蛉日記中に他には一例のみ、

今はいかで見聞かずだにありにしがなと思ふに、「昔すぎごとせし人も今はおはせずとか」など人につきて聞こえごつを聞くを、ものしうのみおぼゆれば、日暮れはかなしうのみおぼゆ。

（上巻、天曆十年七月、二六⑤）

と記す場面がある。通説的な理解に従えば、道綱出生後一年ほどが経ち、兼家の訪れが途絶えがちになつたのを受けて、周囲の人が作者に對して「昔すぎごとせし人も今はおはせずとか」と言つたという場面であるが、既に子もある兼家との「すぎごと」が手紙のやりとりだけなどではどうしてあり得ない。また、この場面の解釈について、今西祐一郎氏⑥は、

『解環』の指摘する通り、「むかしすぎごとせし人」を発端の「あはつけかりしすぎごと」と「相照ス」措辞と解して、兼家との結婚以前に道綱母に言い寄つていた男（たち）と見なす方がはるかに自然である。

として、当該本文を、

むかしすぎごとせし人も、「今はおはせずとか」など、人につきてきこえごつを聞くを……。

と読むべきものと指摘している。「すぎごとせし人」が兼家ではないとすると、作者との關係がどのようなものであつたのかははつきりしないが、この理解に従つた場合でも、

作者と「すぎごとせし人」の関係が手紙のやりとりだけに限定できるわけでもない。いずれにしても、蜻蛉日記冒頭場面の「すぎごと」を手紙のやりとりなどに限定して理解することは、あまり根拠のないことだと考えられる。

同様のことが、冒頭場面の兼家の申し入れに対して、作者が「便なきこと」と言ったという場面の解釈についても言える。この「便なきこと」については、単に「都合が悪い」といった訳語を記すのみの注釈も多いが、「都合が悪い」中身について具体的に触れるものとしては、

作者が処女の漠然とした不安から、一応否定的な答えをしたと見るべきであろう（全講）

受諾するのは当方としては困るの意で、家柄が釣り合わぬことを理由に、申し出の撤回を求めたのである（全注釈）

この求婚は「語らはん」の歌からも分かるように、五月のことであるが、当時はこの月に婚姻を忌む風習があったらしい（試案）

といった解釈があり、本文を「便なきこと」と言ひつ。季をも知らず顔に……と校訂する（試案）を別とすると、その解釈は二つにわかれる。「作者と兼家の家柄が釣り合わず都合が悪い」といった解釈をするのが一般的である（大系）（新釈）（全注釈）（新注釈）（全集）（全対訳）（集成）（完訳）（新全集）（ソフィア）が、一方で「作者が

処女としての不安から否定的な答えをした」とする解釈もある（全講）（注解）（学術）（大成）。また、（注解）はこれに加えて、

この兼家の求婚は、彼女の人生の重大な転機であった。彼女の女性としての真実の悦びと悲しみがこの日から始まったともいえる。（中略）次々と新しい愛人を求めて遍歴した和泉式部のごとき女性の場合でも、最初に肌身を許した橘道貞への並々ならぬ執着が、ほとんど関係を断った後と考えられる時期に至ってもなお存続していたらしいことが、その家集から推察される。

ましてや生涯に兼家一人しか関係を持たなかった道綱母である。求婚の日の騒ぎや、兼家方の言動を生々と再現することができるのも、また当然といわなければならぬ。

と述べている。言うまでもないことであるが、和泉式部が橘道貞と結ばれるまで誰にも肌身を許さなかったとか、道綱母が生涯兼家一人としか関係を持たなかったというのは、何の根拠もないことである。道綱母については、兼家以前に男性関係がなかったとは言い切れないし、また、兼家との関係がどの時点までどのような形で継続していたかという問題もあるが、兼家との関係が解消された以後に他の男性関係がなかったとも言い切れない。兼家との関係が継続している間さえ、他の男性関係があった可能性を完

全には否定できるわけでもない。ただ、享受者の側に婚外交渉を否定的に見る価値観があると、無意識のうちにも自らの価値観に合致する形で解釈しようとする力が働くのではないだろうか。「便なきこと」の解釈は、通説の通り「作者と兼家の家柄がつり合わず都合が悪い」とする解釈が穏当であると思われるが、「作者が処女としての不安から否定的な答えをした」という解釈が生まれる背景には、やはり享受者の側が持つ男女関係に関する先入観が影響を与えているように思われる。

#### 四 結び

「すきごと」と「便なきこと」の注釈や先行研究にも見られるように、「婚外交渉などとんでもないこと」「結婚まで純潔を守るのが当然」といった価値観を、平安時代そのまま当てはめたり、和泉式部のごとき女性は例外的であって、当時の普通の女性はるように軽々しくない、まして道綱母のようなプライドの高い聡明な女性が結婚前にふしだらなことをするはずがない、といった先入観に無意識のうちにもとらわれたりすることにより、蜻蛉日記冒頭場面の理解は従来かなり歪められてきたようである。「例の」を「世間一般の」という作者の過去の経験とは無関係な意味で解釈してきたのも、享受者が無意識のうちにも作

者の過去の男性関係に触れることを避けてきたことが大きな要因であるように考えられる。それは享受者の側にある男女関係に関する価値観に拠るところが大きいと思われるが、そうした根拠にならない前提を外して考えるのであれば、冒頭場面における二つの「例の」は、やはり作者の兼家以前の男性関係、それは手紙のやりとりだけで終わってしまった関係も、もっと進展した関係になったものも含んでのことであるが、そうした過去の経験を踏まえたことばとして理解できるものであろうし、この場面全体の内容も、これを記した作者の意図も、そうした理解に基づいて考える必要があるように思われる。

ここで挙げたような、享受者が自らの価値観や文化的背景に無意識のうちに合わせて解釈してしまうことによる作品理解の歪みは、この場面だけにおけるものでも、蜻蛉日記だけにおけるものでもなく、あらゆる文学作品の理解において起こりうるものであるが、特に男女関係に関することは、より自身の持つ価値観に合わせて作品理解をしようとする力が強く働くものであるように思われる。そもそも、平安時代の文学作品における男女関係を広く「結婚」ということばで一括りにしたり、平安時代の結婚について長らく「一夫多妻制」という理解がされてきたりしたのも、結婚外の性的関係を無意識のうちにも忌避してきた時代の価値観と無関係ではなかったのではないだろうか。

注

・蜻蛉日記は新潮日本古典集成より本文を引用し、引用および用例について頁・行を漢数字・丸数字で示した。なお、漢字かなの表記を改めた箇所がある。

・竹取物語・宇津保物語・源氏物語・土佐日記・和泉式部日記・更級日記は新編日本古典文学全集より本文を引用した。

・本稿において参考とした蜻蛉日記の注釈書は以下の通りである。本文中では略号で示した。

〔解環〕坂徴『蜻蛉日記解環』(『国文学註釈叢書(六)』による)  
〔補遺〕田中大秀『蜻蛉日記解環補遺』(『未刊国文古註釈大系(十三)』による)

〔講義〕喜多義勇『蜻蛉日記講義』(改訂版) (昭和十九年一月 東京武蔵野書院)

〔大系〕日本古典文学大系(川口久雄 昭和三十二年十二月 岩波書店)

〔新釈〕次田潤・大西善明『かげろふの日記新釈』(昭和三十五年七月 明治書院)

〔全講〕喜多義勇『全講蜻蛉日記』(昭和三十六年十二月 至文堂)

〔注解〕秋山虔・木村正中・上村悦子『蜻蛉日記注解』(『国文学註釈と鑑賞』二七―六、昭和三十七年五月)

〔全注釈〕柿本奨『蜻蛉日記全注釈』(昭和四十一年十一月 角川書店)

〔角川〕角川文庫(柿本奨 昭和四十二年十一月 角川書店)  
〔全書〕日本古典全書(新訂版)(喜多義勇 昭和四十四年一月

朝日新聞社

〔新注釈〕大西善明『蜻蛉日記新注釈』(昭和四十六年十一月 明治書院)

〔全集〕日本古典文学全集(木村正中・伊牟田経久 昭和四十八年三月 小学館)

〔鑑賞〕鑑賞日本古典文学(柿本奨 昭和五十年七月 角川書店)  
〔全評解〕村井順『かげろふ日記全評解』(昭和五十二年十一月

(上)、昭和五十三年一月(下) 有精堂)  
〔学術〕講談社学術文庫(上村悦子 昭和五十三年九月 講談社)

〔全対訳〕全対訳日本古典新書(増田繁夫 昭和五十三年十二月 創英社)

〔講談〕講談社文庫(川瀬一馬 昭和五十五年八月 講談社)  
〔集成〕新潮日本古典集成(犬飼廉 昭和五十七年十月 新潮社)

〔大成〕上村悦子『蜻蛉日記解釈大成』(昭和五十八年十一月、明治書院)

〔完訳〕完訳日本の古典(木村正中・伊牟田経久 昭和六十年八月 小学館)

〔譯注〕今井卓爾『蜻蛉日記 譯注と評論』(昭和六十一年三月 早稲田大学出版部)

〔新大系〕新日本古典文学大系(今西祐一郎 平成元年十一月 岩波書店)

〔新全集〕新編日本古典文学全集(木村正中・伊牟田経久 平成七年十月 小学館)

〔ソフィア〕角川ソフィア文庫(川村裕子 平成十五年十月 角川書店)

〔試案〕 日記文学研究会 蜻蛉日記分科会「蜻蛉日記注釈試案」

〔『新潟産業大学人文学部紀要』二〇〕 平成二十年十月）

(1) 拙稿「蜻蛉日記序説―いわゆる「兼家の求婚」場面を中心に―」〔『国語国文』八一―一〇 平成二十四年十月〕

(2) 木村正中「『蜻蛉日記』上巻の形成方法―「例の」の意義」

〔『日本文芸論叢（山梨英和短期大学）』一五・一六 昭和六十一年十二月）

(3) 今西祐一郎「例の人」考―道綱母の結婚をめぐる―〔『むらさき』三六 平成十一年十二月〕

(4) 蜻蛉日記全体の「例」についての意味上の分類をしたものとして、中山洋子『『かげろふ日記』上巻について―「例のところ」のもたらすもの』（『金沢大学国語国文』一六 平成三年二月）があるが、「普通、世間一般」の「例」と、「いつも」の「例」を区別する必要から、本稿においては改めて分類を試みた。

(5) 原田芳起「蜻蛉日記私註（一）」〔『平安文学研究』一七 昭和三十年六月〕

(6) 今西祐一郎「『むかしすぎ』とせし人」考〔『蜻蛉日記覚書』（平成十九年三月 岩波書店）、初出『『蜻蛉日記』注釈余滴（一）』（『文献探求』二二 昭和六十三年九月）〕

なお、この「すぎ」とせし人を兼家に限定して考えてしまふのは、今西氏が言われるように「時に「通説」というものが頑固な先入観となつて視野を狭めていることか」ということが考えられるが、一方で本稿において述べたような、男

女関係についての享受者の側の価値観が影響して、作者に兼家以外の男性関係を極力考えないようにする力が、この場面の解釈においても働いているように思われる。

#### 付記

本稿は、平成二十三年十一月二十六日、高知大学国語国文学会第六十一回研究発表会における口頭発表の内容をもとに、加筆修正を加えたものである。席上多くのご意見をいただきましたことに、お礼申し上げます。

（すぎき・たかし 本学准教授）